# 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 実施段階環境影響評価書 概要版 (お台場海浜公園)

令和元年 11 月

東京都

# 一 目 次 一

1.	東京	2020 大会の正式名称 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2.	東京	2020 大会の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3.	東京	2020 大会の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4.	環境	影響評価書の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	4. 1	お台場海浜公園の概要4
	4. 2	お台場海浜公園の計画の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
	4. 3	お台場海浜公園の計画の策定に至った経過
	4. 4	環境影響評価の項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・19
	4.5	環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論 ・・・・・・・・・・・・・・26

#### 1. 東京 2020 大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会(2020/東京) 東京 2020 パラリンピック競技大会

#### 2. 東京 2020 大会の目的

#### 2.1 大会ビジョン

東京2020大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下「組織委員会」という。)は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。 1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、 「すべての人が自己ベストを目指し(全員が自己ベスト)」、 「一人ひとりが互いを認め合い(多様性と調和)」、 「そして、未来につなげよう(未来への継承)」を3つの基本コンセプトとし、 史上最もイノベーティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

### 2.2 都民ファーストでつくる「新しい東京」~2020年に向けた実行プラン~

東京都は、平成28年12月に策定した「2020年に向けた実行プラン」において、「都民ファーストの視点で3つのシティを実現し、新しい東京をつくる」ことを示している。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)の成功に向けた取組を分野横断的な政策の展開に位置付け、「東京2020大会の成功は、東京が持続可能な成長をしていくための梃子であり、そして、ソフト・ハード面での確かなレガシーを次世代に継承していかなければならない」としている。

東京2020大会実施段階環境アセスメント(以下「本アセスメント」という。)の実施にあたっては、適宜「2020年に向けた実行プラン」を参照し進めていく。

# 都民FIRST(ファースト)の視点で、3つのシティを実現し、 新しい東京をつくる

#### 東京 2020 大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化

【計画期間】2017(平成29)年度~2020(平成32)年度

### 新しい東京

- ① 誰もが安心して暮らし、希望と活力を持てる東京
- ② 成長を生み続けるサステイナブルな東京
- ③ 日本の成長エンジンとして世界の中で輝く東京

セーフ シティ ダイバーシティ スマート シティ

図 2. 2-1 「2020 年に向けた実行プラン」における 3 つのシティ

#### 3. 東京 2020 大会の概要

#### 3.1 大会の概要

組織委員会は、東京2020大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック33競技、パラリンピック22競技である。

# 3.2 東京2020大会の環境配慮

組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画(2015年2月策定)」の中で、東京2020大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外も含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとし、「東京2020アクション&レガシープラン2016(2016年7月策定)」において、街づくり・持続可能性に関する以下のレガシーとアクションを示し、その後「東京2020アクション&レガシープラン2017(2017年7月策定)」として改訂した。

致 0.2 1 国 2 ( )10月	
レガシー	アクション
「ユニバーサル社会の実現・ユニバーサルデ	競技施設、鉄道駅等のユニバーサルデザイン
ザインに配慮した街づくり」	の推進、アクセシブルな空間の創出等、ユニ
	バーサルデザインに配慮した街の実現
「魅力的で創造性を育む都市空間」	都市空間の賑わいの創出、公園・自然環境等
	の周辺施設との連携
「都市の賢いマネジメント」	ICTの活用、エリアマネジメント活動の活
	性化等
「安全・安心な都市の実現」	安全・安心のための危機管理体制の構築

表 3.2-1 街づくりに関するレガシーとアクション

表 3.2-2 持続可能性に関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「持続可能な低炭素・脱炭素都市の実現」	気候変動対策の推進、再生可能エネルギーな
	ど持続可能な低炭素・脱炭素エネルギーの確
	保
「持続可能な資源利用の実現」	資源管理・3Rの推進
「水・緑・生物多様性に配慮した快適な都市	生物多様性に配慮した都市環境づくりや大
環境の実現」	会に向けた暑さ対策の推進
「人権・労働慣行等に配慮した社会の実現」	調達等における人権・労働慣行等に配慮した
	取組の推進
「持続可能な社会に向けた参加・協働」	環境、持続可能性に対する意識の向上、参加
	に向けた情報発信・エンゲージメントの推進

また、組織委員会は、東京2020大会における持続可能性への配慮を最大化し、持続可能な開発に貢献するため、「持続可能性に配慮した運営計画」を策定している。

2017年1月には、「持続可能性に配慮した運営計画 第一版」を策定し、持続可能性の概念の重要性や東京2020大会ビジョンとの関係性、また、東京2020大会が目指すべき方向性や計画の位置づけについて記載し、東京2020大会が取り組む持続可能性に関する5つの主要テーマ「気候変動」、「資源管理」、「大気・水・緑・生物多様性等」、「人権・労働、公正な事業慣行等への配慮」及び

「参加・協働、情報発信 (エンゲージメント)」を示した。

2018年6月には、「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」を策定し、持続可能性に配慮した 競技大会を目指す意義としてSDGsへの貢献を明確化している。「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」の基本的な考え方は表3.2-3に示すとおりである。

表 3.2-3 「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」の基本的な考え方

	ド」の策定・運用等を推進
仕組み、ツール	の国際規格である ISO20121 の導入や「持続可能性に配慮した調達コー
マネジメントの	取組を確実に実施するため、イベントの持続可能性をサポートするため
の統治原則	への責任、包摂性/利害関係者の参画、誠実性、透明性)を尊重
持続可能な発展	持続可能性における基本的な価値観である4つの統治原則(持続可能性
範囲	ついても考慮
運営計画の適用	主体として直接管理する範囲に加え、影響を及ぼすことができる範囲に
	下に実施
関係組織	組織委員会を核として、都、国、関係自治体、スポンサー等との連携の
要テーマ	取り組むことから、SDGs の目標等の全体に幅広く関連
持続可能性の主	持続可能性の5つの主要テーマは、環境・経済・社会の側面に統合的に
	来へ、ともに進もう。」
	・大会の持続可能性のコンセプト「be better, together / より良い未
	任を果たすことで貢献
	・東京 2020 大会は、大会の準備運営に持続可能性を組み込み、その責
	クは世界規模の影響
基本理念	・世界最大規模のスポーツイベントであるオリンピック・パラリンピッ

# 4. 環境影響評価書の概要

# 4.1 お台場海浜公園の概要

本評価書の対象であるお台場海浜公園の概要は、表 4.1-1に示すとおりである。

お台場海浜公園は、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が仮設で整備する競技場であり、東京 2020 大会では、オリンピックのトライアスロン及び水泳(マラソンスイミング)、パラリンピックのトライアスロンの会場として利用される計画である。

表 4.1-1 本施設の概要(お台場海浜公園)

項目	内 容
競技	オリンピック:トライアスロン、水泳(マラソンスイミング) パラリンピック:トライアスロン
所 在 地	
地域地区	用途地域:商業地域・第一種住居地域・準工業地域 防火・準防火地域:防火地域・準防火地域 その他地域地区等:臨海副都心台場地区地区計画
計画地面積	約 510, 800m² (うち水域約 435, 400m²)
本 体 工 事 予 定 期 間	2019 年 11 月〜解体復旧工事 (解体復旧工事は大会後速やかに行い、復旧したエリアから順次公園を開放)

# 4.2 お台場海浜公園の計画の内容

#### 4.2.1 位 置

評価書の対象となる本事業を実施する範囲(以下「計画地」という。)は、図4.2-1及び写真4.2-1に示すとおり東京都港区台場一丁目のお台場海浜公園に位置する。お台場海浜公園の開園面積は陸域約75,400m²、水域約435,400m²であり、計画地の範囲は陸域となる磯浜及びおだいばビーチを含む概ねの範囲である。

計画地は、昭和50年12月1日に開園した東京都の海上公園であるお台場海浜公園に位置しており、計画地の南西側には、オリンピックのバレーボール(ビーチバレーボール)の会場となる潮風公園が隣接している。

#### 4.2.2 地域の概況

計画地は、東京都が策定した7番目の副都心である臨海副都心に位置している。臨海副都心は、「臨海副都心まちづくりガイドライン-2016改定-」(平成28年7月 東京都)において、「水に親しめる緑豊かなまち」「多様で豊かな都市生活のまち」「環境にやさしく魅力あるまち」「安全で災害に強いまち」を基本目標としており、台場地区は、お台場海浜公園の優れた自然環境を生かした、ウォーターフロントに面する住宅市街地、海岸に面した生活利便施設等、広域商業機能や居住機能及びリゾート型の宿泊機能を配置し、お台場海浜公園と一体的なうるおいのある複合市街地を形成していくとしている。

平成31年4月1日現在の港区の人口は約26万人であり、世帯数は約15万世帯である。1

昼間人口は約94万人であり、就労者など昼間に流入する人口(昼間人口)が夜間人口を上回っているが、東京都港区台場一丁目においては昼間人口と夜間人口はほぼ同等となっている。<sup>2</sup>

また、産業別事業所数及び従業者数でみると、港区では宿泊業、飲食サービス業の事業所が約6千事業所、従業者数が約8万人と最も多く、東京都港区台場一丁目においては宿泊業、飲食サービスの事業所が71事業所、従業者数が約2千人となっている。3

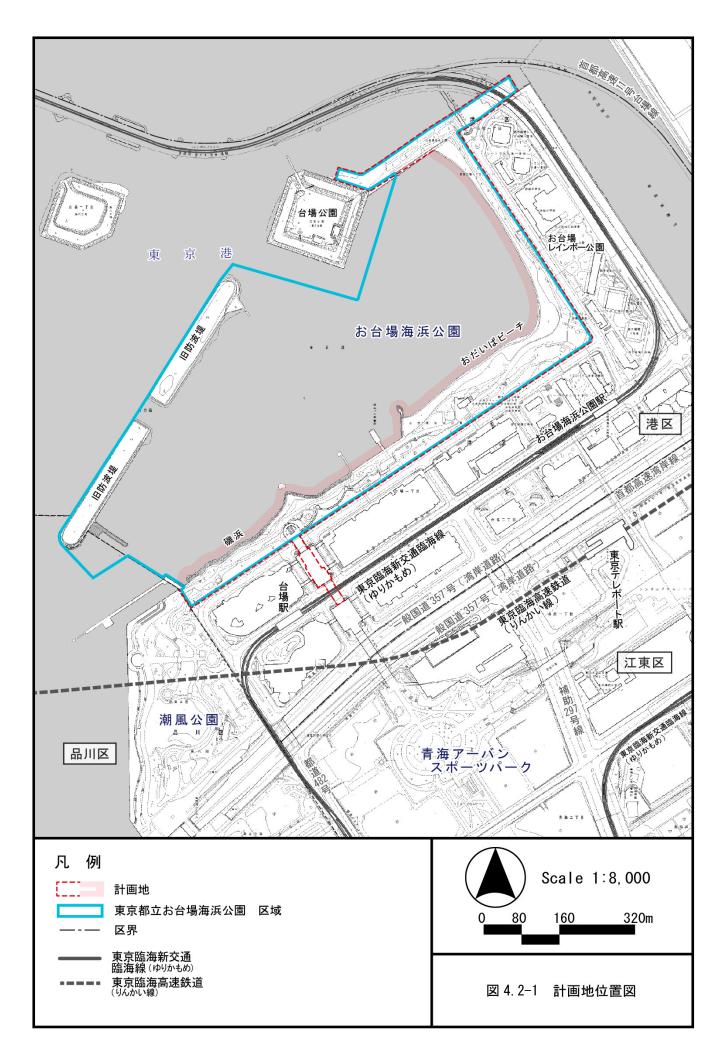
http://www.city.minato.tokyo.jp/toukeichousa/kuse/toke/jinko/jinko/2019.html

<sup>1</sup>出典:「港区の人口・世帯(住民基本台帳に基づく)」(令和元年5月16日参照 港区ホームページ)

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup>出典:「港区の人口・世帯(住民基本台帳に基づく)」(令和元年5月16日参照 港区ホームページ)

https://www.city.minato.tokyo.jp/toukeichousa/kuse/toke/jinko/kokusechosa/shibaura.html

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup>出典:「平成26年経済センサス-基礎調査」(令和元年5月16日参照 総務省ホームページ)





#### 4.2.3 事業の基本計画

大会時の配置計画のイメージ図は、図 4.2-2 に示すとおりである。計画地前面の水域に水泳 (マラソンスイミング) 及びトライアスロンの水泳の競技エリアを配置する。トライアスロンのバイク及びランのコースは、図 4.2-3(1)~(3)に示すとおり、計画地内のほか、計画地外の周辺道路に設定する。計画地の中央に仮設観客席(最大で高さ約 6.9m)を整備するほか、仮設観客席の北東側に立見エリアを配置する。また、大会の運営のため、観客、アスリートやメディア関係等の施設として、敷地内のオープンスペースにプレハブやテント等の仮設施設を配置する計画である。主な仮設施設である仮設観客席 4の断面図は、図 4.2-4 に示すとおりである。仮設観客席の設置予定座席数は、約 3,000 席である。

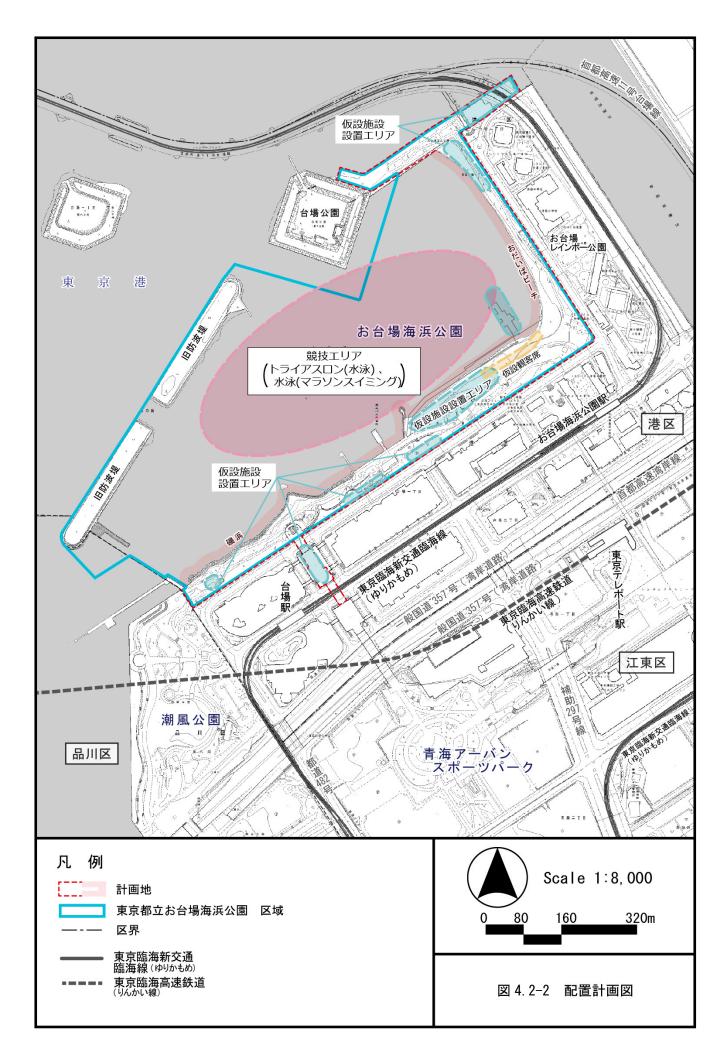
仮設施設の配置に当たっては、仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす 計画であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧(復植) を行う計画である。

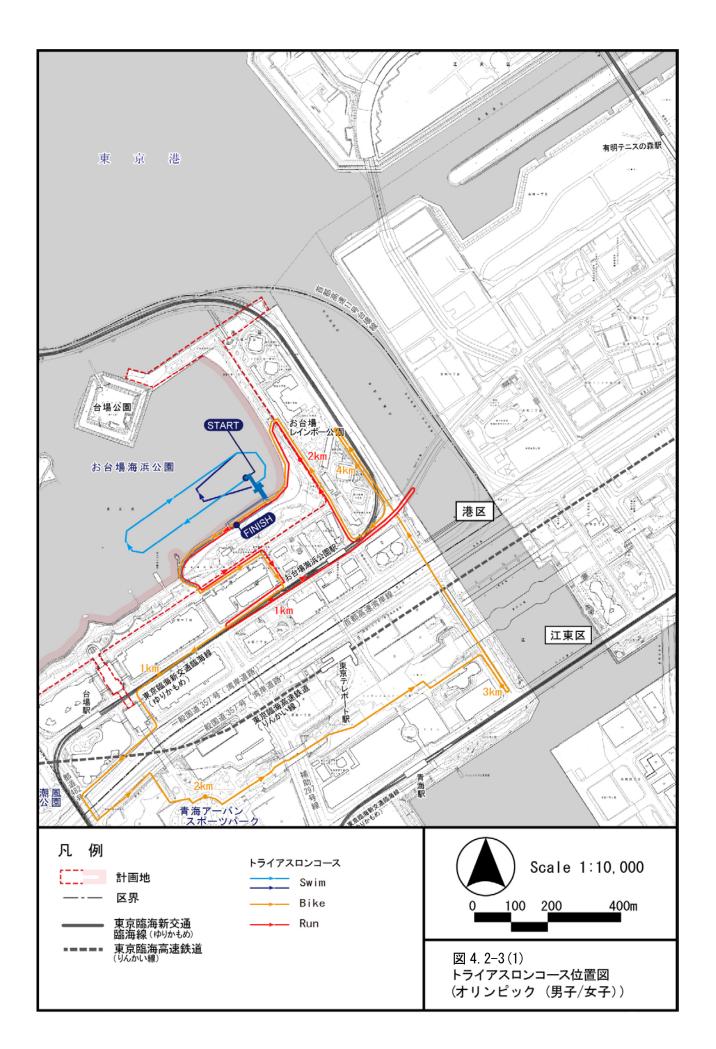
また、水泳(マラソンスイミング)及びトライアスロンの水泳の実施に当たっては、アスリートが安全に、かつ安心して競技に臨めるよう水中スクリーンを設置する計画である。水中スクリーンは、大会前後の短期間にかけて、旧防波堤の外湾と内湾の境界となる海域に外湾と内湾の海水交換が可能な開閉式の汚濁防止膜を設置する計画である。

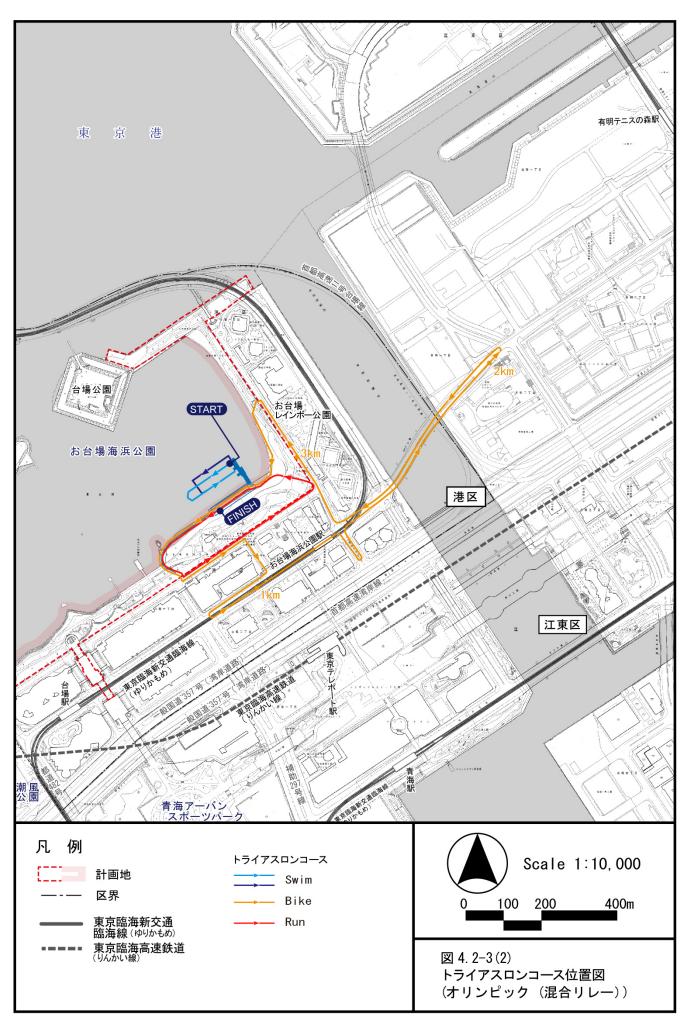
なお、本評価書は仮設施設等の設置及び撤去工事による影響を評価するものであり、開催中の アスリートへの影響については競技のアセスメントとして別途実施している。

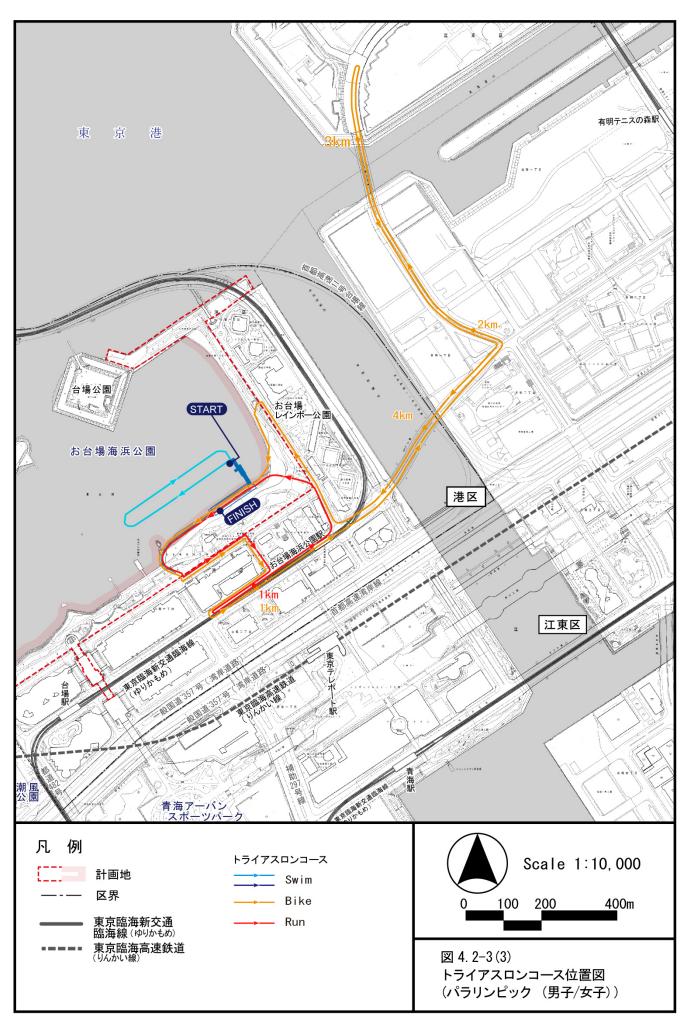
- 8 -

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 仮設観客席については、建築基準法第85条第5項の規定に基づき、仮設建築物の建築許可申請を行い、許可を受けた上で、建築確認申請の手続きを経て着工する。なお、当該許可は、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合に限って行われる。











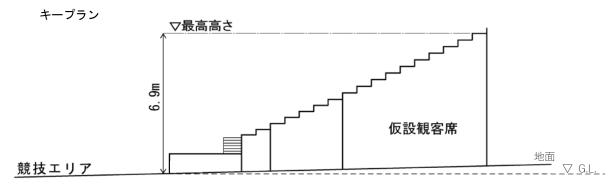


図 4.2-4 断面図

#### 4.2.4 施工計画

以下の施工計画(工事工程、施工方法の概要、工事用車両、建設機械)については、現時点での予定であり、今後、変更がありうる。

#### (1) 工事工程

工事工程は、表 4.2-1 に示すとおりである。東京 2020 大会前の仮設施設整備については、2019年 11月から 2020年 7月までを見込み、段階的に公園内を閉鎖する計画である。また、東京 2020大会後の仮設施設の解体復旧工事は、大会後速やかに行い、復旧したエリアから順次公園を開放する計画である。

 工種/工事月
 6
 12
 18

 仮設設備工事
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2

表 4.2-1 工事工程 (予定)

#### (2) 施工方法の概要 (予定)

#### 1) 仮設工事

仮設施設として、観客席、プレハブ、テント、ユニットハウス及びセキュリティフェンスの 設置等を行う。

トライアスロンのバイク及びランのコースは、計画地外の周辺道路にも設定するが、計画地外の競技エリア工事(一部フェンスの撤去等の軽微なものを除く)は実施しない。大会前に設置し、大会後に撤去する水中スクリーンは、水上にフロートを浮かせて海中にスクリーンを張る仕組みとなっており、設置及び撤去時に水の濁りが生じるような工種は実施しない。また、水中スクリーンの設置及び撤去に当たっては、関係機関との協議の上、品川台場(第三台場)の現状を変更することなく、かつその保存に影響を及ぼさない工法を計画している。

#### 2) 解体復旧工事

仮設施設を撤去し、計画地内の原状回復を行う。

### (3) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図4.2-5に示すとおりである。

工事用車両の走行に伴う沿道環境への影響を極力小さくするため、工事用車両は、主に首都高速湾岸線及び一般国道 357 号 (湾岸道路)、首都高速 11 号台場線を利用する計画とし、周辺の教育施設から離隔を確保した既存の車両出入口で出入場する計画である。

工事用車両台数は、ピーク日において大型車 10 台/日程度、小型車 40 台/日程度、合計 50 台/日程度を予定している。

また、工事用車両の走行に当たっては、適切なアイドリングストップ等のエコドライブや安全 走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないよう、運転者への指導を徹底する計 画である。

#### (4) 建設機械

各工種において使用する主な建設機械は、表 4.2-2 に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械(第2次 基準値以上)及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止 に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める計画である。

表4.2-2 主な建設機械(予定)

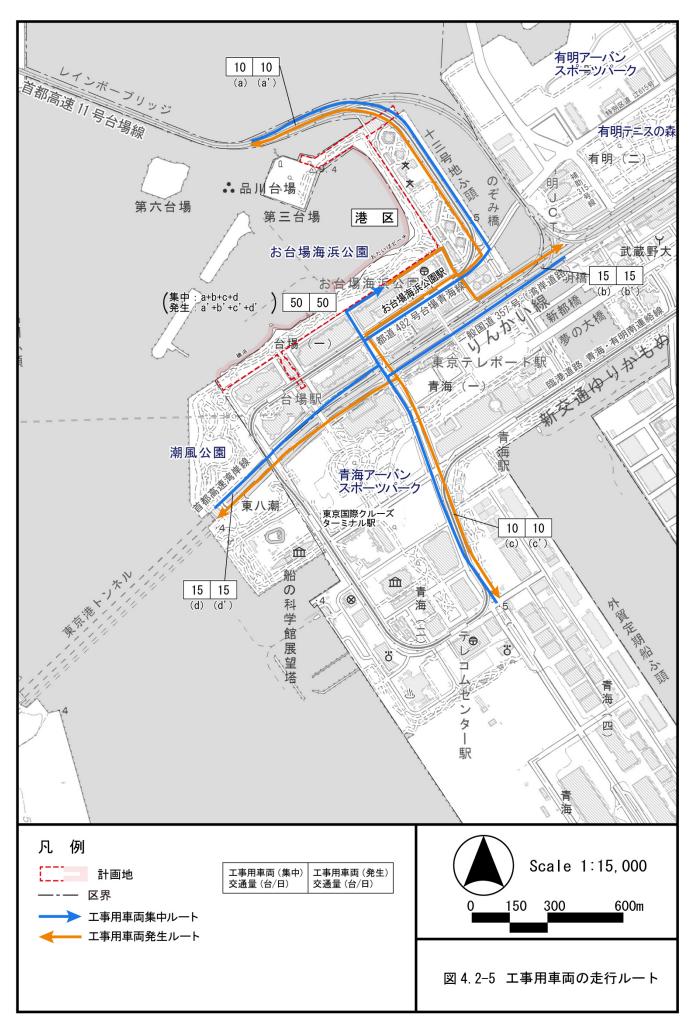
工種	主な建設機械
仮設工事	ラフタークレーン、バックホウ
解体復旧工事	ラフタークレーン、バックホウ

注)建設機械の種類等は今後変更の可能性がある。

#### (5) 工事中の廃棄物処理計画

建設工事に伴い発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律 第 137 号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)等に基づき、再生利用可能な建設廃棄物については積極的に再資源化に努め、再生利用が困難なものについては適切な処理を行う計画である。

なお、仮設施設の資材等は極力リースで調達するほか、大会後の仮設施設の解体復旧工事については、仮設施設の資材等を可能な限り再利用する計画である。



# 4.2.5 環境保全に関する計画等への配慮の内容

(1) 環境保全に関する計画

本事業にかかわる主な環境保全に関する上位計画としては、「東京都環境基本計画」、「港区環境基本計画」等がある。環境保全に関する計画等への配慮事項は、表 4.2-3 に示すとおりである。

表4.2-3 環境保全に関する計画等への配慮の内容

利雨体の女科		保全に関する計画寺への配慮の内谷
計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計	・「世界一の環境先進都	・大会後には全ての仮設施設を撤去して原状回復を行う。
画 (巫母の佐り日)	市・東京」の実現 ◆スマートエネルギ	・計画地が位置するお台場海浜公園は、仮設施設整備の工事着手後
(平成28年3月)	<ul><li>→ 人 マートエイルヤー</li><li>一都市の実現</li></ul>	から解体復旧工事が終了するまでの期間は、一定程度、公園内の利用制度が生じて、これが、東京に公園利用者に対して公園中
	◆3 R・適正処理の	利用制限が生じる。そのため、事前に公園利用者に対して公園内 の利用制限が生じる工事内容を看板の設置等により周知するほ
	促進と「持続可能	の利用制限が生しる工事内容を有板の設直等により周知するは   か、可能な限り公園が利用できるよう、段階的に工事を実施する
	な資源利用」の推	とともに、大会後はできる限り速やかに原状回復を行い公園を開
	進	放し、極力自然との触れ合い活動への影響を低減する。
	◆自然豊かで多様	・仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計
	な生きものと共	画であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大
	生できる都市環 境の継承	会後に極力原状復旧(復植)を行う計画である。移植が困難な樹
	- 現の極承 - ◆快適な大気環境、	木については、一時的に改変が生じるが、大会後には同等種の樹
	良質な土壌と水	木を復植して原状回復を行う。
	循環の確保	・工事の実施に当たっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音型建
	◆環境施策の横断	設機械の使用、工事用車両の不要なアイドリングの防止により、
	的・総合的な取組	大気汚染、騒音・振動の低減に努める。
		・自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた、一般歩行者の通行
		に支障を与えないよう、計画地の工事用車両の出入口には交通整
		理員を配置する。
		・品川台場は計画地外で改変しないことから、仮設施設の整備によ
		る現状変更は行わない。
		・品川台場(第三台場)周辺で工事を実施する際には、慎重な施工、
		振動の低減に努める計画とする。
		・水中スクリーンの設置及び撤去に当たっては、関係機関との
		協議の上、品川台場(第三台場)の現状を変更することなく、
		かつその保存に影響を及ぼさない工法を計画している。
港区環境基本計画	本計画では、めざす	・大会後には全ての仮設施設を撤去して原状回復を行う。
(平成30年2月)	環境像として、以下の	・計画地が位置するお台場海浜公園は、仮設施設整備の工事着手後
	6つを示している。	から解体復旧工事が終了するまでの期間は、一定程度、公園内の
	・安心して暮らせる低	利用制限が生じる。そのため、事前に公園利用者に対して公園内の利用制限が生じる。そのため、事前に公園利用者に対して公園内
	炭素・省エネルギー	の利用制限が生じる工事内容を看板の設置等により周知するほか、可能な限り公園が利用できるよう、段階的に工事を実施する
	社会の実現	か、可能な限り公園が利用できるより、技権的に工事を美施する
	・協働による循環型社	放し、極力自然との触れ合い活動への影響を低減する。
	<ul><li>★ 会の形成</li><li>★ 健康で安全に暮らす</li></ul>	・仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計
	ことのできる生活環	画であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大
	境の保全	会後に極力原状復旧(復植)を行う計画である。移植が困難な樹
	・快適で魅力ある都市	木については、一時的に改変が生じるが、大会後には同等種の樹
	環境の形成	木を復植して原状回復を行う。
	・自然や生きものと共	・工事の実施に当たっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音型建
	存できる、質の高い	設機械の使用、工事用車両の不要なアイドリングの防止により、
	緑と水の保全・創出 ・環境保全に向けた多	大気汚染、騒音・振動の低減に努める。
	様な主体の行動と協	・自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた、一般歩行者の通行
	働の推進	に支障を与えないよう、計画地の工事用車両の出入口には交通整
	–	理員を配置する。
		・品川台場は計画地外で改変しないことから、仮設施設の整備によ
		る現状変更は行わない。
		・品川台場(第三台場)周辺で工事を実施する際には、慎重な施工、
		振動の低減に努める計画とする。
		・水中スクリーンの設置及び撤去に当たっては、関係機関との
		協議の上、品川台場(第三台場)の現状を変更することなく、
		かつその保存に影響を及ぼさない工法を計画している。

### (2) 持続可能性に配慮した運営計画

組織委員会は、東京 2020 大会における持続可能性への配慮を最大化し、大会開催が持続可能 な開発に貢献するため、持続可能性に配慮した運営計画を策定した。

持続可能性に配慮した運営計画での取組事項は、表 4.2-4に示すとおりである。

表4.2-4 持続可能性に配慮した運営計画での取組事項

計画等の名称	計画等の概要	本事業で取り組む事項
計画等の名称 持続可能性に配慮 した運営計画第二版 (平成30年6月)	・東京2020大会の持続可能 性コンセプト Be better, together より良い未来へ、ともに 進もう。 ◆気候変動 ◆資源循環 ◆大気・水・緑・生物多 様性等	・大会後には全ての仮設施設を撤去して原状回復を行う。 ・計画地が位置するお台場海浜公園は、仮設施設整備の工事着手後から解体復旧工事が終了するまでの期間は、一定程度、公園内の利用制限が生じる。そのため、事前に公園利用者に対して公園内の利用制限が生じる。そのため、事前に公園利用者に対して公園内の利用制限が生じるとといる。 を看板の設置等により周知するほか、可能な限り起産を看板の設置等により周知するとと園を関がまた。 を看板の設置等によりた。大会後はできる限り速やかに原状回復を響を低減する。 ・仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧(復一時のに改造を通過を表しては、排出ガス対策型建設機械、を行う計画である。移植が困難な樹帯を復植しては、神田市のに改造を行う。 ・工事型建設機械の使用、工事用車両の低減に努める。・自然との触れ合い活動の場のお用者も含めた、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、計画地の工事用車両の出入口には交通整理員を配置する。 ・品川台場は計画地外で改変しないことから、仮設施設の整備による現状変更は行わない。 ・品川台場(第三台場)周辺で工事を実施する際には、関係機関との協議の上、品川台場(第三台場)のの設置及び撤去に当ちの、の現係機関との協議の上、品川台場(第三台場)のの場でによる。、水中スクリーンの設置及び撤去に当場)の現代を更することなく、かつその保存に影響を及ぼさないことを計画している。

# 4.3 お台場海浜公園の計画の策定に至った経過

お台場海浜公園は、立候補ファイルにおいて、オリンピックのトライアスロン、水泳 (マラソンスイミング)、パラリンピックのトライアスロン及び自転車競技 (ロード・レース) のための仮設による会場として計画された。

このうち、パラリンピックの自転車競技については、平成30年3月7日のIPC理事会において、 競技会場を富士スピードウェイとすることが承認された。

# 4.4 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、図 4.4-1 に示す手順に従い、会場事業計画の内容を基に環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況及び社会経済情勢等を勘案して選定した。

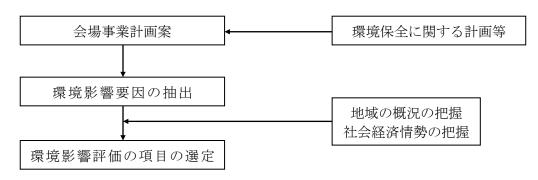


図 4.4-1 環境影響評価の項目の選定手順

環境影響要因は、東京 2020 大会の開催前、開催中及び開催後について、表 4.4-1 に示すとおり設定した。本評価書では、表 4.4-1 に示す環境影響要因のうち、開催前の仮設施設の整備及び開催後の仮設施設の解体に係る環境影響要因を対象とすることとし、大会の開催中に係る環境影響要因は対象としなかった。これらの大会の開催中に係る環境影響評価は、全体計画及び競技のアセスメントとして環境影響要因の抽出及び環境影響評価の項目を検討し、別途実施している。

区分	:	環境影響要因	内容							
開催前	恒久施設	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響							
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響							
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響							
		建築物の出現	建設工事終了後の建築物の出現や建築物の存在に伴う影響							
	仮設施設	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響							
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響							
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響							
		建築物の出現	建設工事終了後の仮設施設の出現や仮設施設の存在に伴う影響							
開催中	競技の実	施	競技の実施に伴う影響							
	大会の運	岩	大会開催中の関係車両の発生集中交通、会場設備等の稼働、その他大							
			会の運営に伴う影響							
開催後	仮設施設	解体復旧工事	東京 2020 大会の仮設施設の解体復旧工事に伴う影響							
		工事用車両の走行	解体復旧工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響							
		建設機械の稼働	解体復旧工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響							
	恒久施設	設備等の持続的稼働	東京 2020 大会後の施設の継続的利用に伴う影響							

表 4.4-1 抽出した環境影響要因

選定した環境影響評価の項目は、表 4.4-2(1)及び(2)に、選定した理由は、表 4.4-3 に、選定しなかった理由は、表  $4.4-4(1)\sim(3)$ に示すとおりである。

注)網掛けは、本評価書では対象としない環境影響要因を示す。本施設は仮設施設のみで整備するため、本評価書では仮設施設の環境影響要因のみを対象とした。

表 4.4-2(1) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

			表 4. 4-2(1) 環境影響要因と環境影響評価の項	П				P41-7	''		pro .	ш //-	
			区分	開催前				開催中			1	崔後	<u> </u>
環境影響評価の項目			環境影響要因	施設の建設	工事用車両の走行	建設機械の稼働	建築物の出現	競技の実施	大会の運営	解体復旧工事	工事用車両の走	建設機械の稼働	設備等の持続的稼
			予測事項		行						行		稼働
晋	÷	大気等	・ 大気等の状況の変化の程度						0				
境	工要		<ul><li>アスリートへの影響の程度</li></ul>				İ		1		ļ		
環境項目	主要環境	水質等	・ 水質の変化の程度										
	_		<ul><li>アスリートへの影響の程度</li></ul>				1		1		ļ		
		土壌	・ 土壌汚染物質の変化の程度										
			・ 地下水及び大気への影響の可能性の有無						·	ļ			ļ
			<ul><li>汚染土壌の量</li></ul>						1	ļ			
ŀ		生物の生育	<ul><li>生物・生態系の賦存地の改変の程度</li></ul>										
	生態系	• 生息基盤	・ 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度							ļ			
	系	水循環	・ 地下水涵養能の変化の程度										
		7,770	・ 地下水の水位及び流動の変化の程度										
			<ul><li>・ 湧水流量の変化の程度</li></ul>							I			
		生物・生態系	<ul> <li>陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度</li> </ul>					ı					
			<ul><li>陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度</li></ul>						·	ļ			ļ
			・ 水生生物相の変化の内容及びその程度						1	ļ			
			・ 生育・生息環境の変化の内容及びその程度						·	ļ 			
			<ul> <li>生態系の変化の内容及びその程度</li> </ul>						1	ļ			
			・ 重要な生物・生態系の保護・保全地域等に与える影響の程度		<b></b>		ļ		ļ	ļ			ļ
			・ アスリートへの生物等の影響の程度				1		1				
		緑	・ 植栽内容の変化の程度及び緑の量の変化の程度										
f	<i>μ</i> .	騒音・振動	<ul><li>工事用車両の走行による道路交通騒音及び振動</li></ul>										
	生活環境		<ul><li>関係者等の移動による道路交通騒音及び振動</li></ul>						0	ļ	<del></del>		ļ
	環境		・ 建設機械等の騒音及び振動						1				ļ
	<i></i>		・ 会場設備等からの騒音及び振動		ļ		ļ		1	ļ			ļ
			・ 競技実施に伴う騒音及び振動		<b></b>			0	1	ļ			
		日影	・ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における 日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度										
			・ 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の 状況の変化の程度										
			・ 日照阻害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物										
	ア 景観メ	景観	・ 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景 観の特性の変化の程度										
	ニテ		<ul><li>景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度</li></ul>	ļ	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		ļ	<u> </u>	ļ	ļ	[
	イ・		・ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度	ļ	ļ	ļ	<u> </u>		ļ	ļ	ļ	ļ	ļ
	文化		・ 貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度	ļ	ļ	ļ	ļ		ļ	ļ	ļ	ļ	ļ
	1년		<ul><li>・ 圧迫感の変化の程度</li></ul>	ļ	ļ	ļ	ļ		ļ	ļ	ļ	ļ	ļ
			<ul><li>緑視率の変化の程度</li></ul>		ļ	ļ	ļ		ļ	ļ	ļ	ļ	ļ
			・景観阻害要因の変化の程度										
		自然との触れ 合い活動の場	・ 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度	0	<u> </u>	ļ	<b> </b>		ļ	0	ļ	ļ	ļ
	ロV竹割ツ場	・ 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 	ļ	ļ	0	<u> </u>		ļ	ļ	ļ	0	ļ	
			・ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度		0						0		

注1)○は、環境影響評価を行う事項を示す。
2)濃い網掛け( ) は、東京2020大会全体としての広域的な視点により評価する事項、または、競技を対象とした環境影響評価で検討している事項であるため、本書では対象としないことを示す。
3)薄い網掛け( ) の設備等の持続的稼働の環境影響要因は、本施設は仮設施設であるため、恒久施設に係る環境影響要因については、想定されない。

表 4.4-2(2) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

			区 分 開催前						崔中		開作	崔後	
	環境	影響評価の項目		施設の建設	工事用車両の走行	建設機械の稼働	建築物の出現	競技の実施	大会の運営	解体復旧工事	工事用車両の走行	建設機械の稼働	設備等の持続的稼働
		歩行者空間の快適	<ul><li>・ 緑の程度</li></ul>				<u> </u>		0				
環竟項目	アメ	要打有空间の快適性	・ 歩行者及びアスリートが感じる快適性の程度			<b></b>	<del> </del>			ļ	<b></b>		
見	メニティ		・ 会場事業地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺地域の	_									
Ħ			文化財等の損傷等の程度	0									
			・ 文化財等の周辺の環境の変化の程度										
	文化		<ul><li>埋蔵文化財包蔵地の改変の程度</li></ul>										
			<ul><li>会場事業計画地周辺の文化財等の保護・保全対策の程度</li></ul>				ļ		<u> </u>				<u> </u>
			・文化財等の回復の程度										
	資源	水利用	・ 水の効率的利用への取組・貢献の程度						0				
	•	廃棄物	・ 廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等						0				
	廃棄物	エコマテリアル	<ul><li>・ エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度</li></ul>										V
	温	温室効果ガス	・ 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度						0				
	室効果ガス	エネルギー	・ エネルギーの使用量及びその削減の程度						0				
#	+	土地利用	・ 自然地の改変・転用の有無及びその程度										
	土地		・ 未利用地の解消の有無及びその程度										
社会経済項目	利用	地域分断	・ 生活動線の分断又は進展の有無及びその規模、範囲、時間及び 程度										
Î		移転	・ 施設整備等による住宅、店舗等の移転の規模、範囲及び程度										
	社会	スポーツ活動	・ 国際レベルのスポーツ施設の充足、地域スポーツ団体やスポーツ参加者の増減など、スポーツ活動への影響の内容とその程度										
	社会活動	文化活動	・ 文化活動拠点の増減、国際交流の活発化、情報提供のバリアフリー化の進展など、文化活動への影響の内容及びその程度										
	参	ボランティア	・ ボランティア活動の内容とその程度										
	加・	コミュニティ	・ 地域のコミュニティの形成及び活動並びに企業の地域コミュニ ティへの貢献度等の内容とその程度										
	協働	環境への意識	・ 都民等の環境への関心及び意識の内容とその程度										
			・ 意識啓発のための機会の増減										
	安	安全	・ 危険物施設等からの安全性の確保の程度				ļ		0				
	安 全 •		・ 移動の安全のためのバリアフリー化の程度						0	ļ			ļ
	衛	the st	<ul><li>・ 電力供給の安定度</li></ul>					1	0				ļ
	衛生・	衛生	・飲料水、食品等についての安全性の確保の程度										
	安心	消防・防災	・耐震性の程度						0	ļ			ļ
	心		・津波対策の程度				ļ			ļ	ļ		
		交通渋滞	<ul><li>・ 防火性の程度</li><li>・ 交通量及び交通流の変化の程度</li></ul>						0				
	交通	公共交通へのアク セシビリティ	・ 会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度						0				
		交通安全	<ul><li>・ 交通安全の変化の程度</li></ul>						0				
	経済	経済波及	・ 経済効果、新規ビジネスの創出及び既存ビジネスへの影響の内 容並びにその程度										
	済	雇用	<ul> <li>創出又は消失すると思われる雇用の種類、雇用期間、雇用者数、 雇用者構成等</li> </ul>										
		事業採算性	・ 施設整備費、運営経費及びそれらの削減の程度										

注1) 〇は、環境影響評価を行う事項を示す。
2) 濃い網掛け( ) は、東京2020大会全体としての広域的な視点により評価する事項、または、競技を対象とした環境影響評価で検討している事項であるため、本書では対象としないことを示す。
3) 薄い網掛け( ) の設備等の持続的稼働の環境影響要因は、本施設は仮設施設であるため、恒久施設に係る環境影響要因については、想定されない。

表4.4-3 選定した項目及びその理由

項目	選定した理由
自然との触れ合い活動の場	自然との触れ合い活動の場に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における施設の建設、開催後における解体復旧工事が考えられる。 予測事項は、「自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度」とする。 なお、本計画は、仮設施設の設置工事を行うものであり、これまでの恒久施設の整備 工事と比べて工事用車両の台数や建設機械の稼働台数は僅かであるが、計画地内を段階 的に工事を実施していくことから、開催前及び開催後における工事用車両の走行に係る 「自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度」、開催前及び開催後 における建設機械の稼働に係る「自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度」につい ても予測事項とする。
史跡・文化財	史跡・文化財に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における施設の建設、開催後における解体復旧工事が考えられる。 予測事項は、「会場事業地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺地域の文化財等の損傷等の程度」とする。

表 4.4-4(1) 選定しなかった項目及びその理由

7苦 日	カウェン・ ユート
項目	選定しなかった理由
大気等	本計画は、仮設施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、これまでの恒久施設の整備工事と比べて工事用車両の台数や建設機械の稼働台数は僅かであることから、大気等への影響はほとんどないと考えられる。 なお、工事用車両の走行に当たっては、沿道環境への配慮のため、極力、自動車専用道路や一般国道等の幹線道路を利用するほか、適切なアイドリングストップ等のエコドライブや安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないよう、運転者への指導を徹底する計画である。 また、工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減に努める計画である。
水質等	仮設施設の設置工事及び解体復旧工事に当たっては、水域を大規模に改変することは
	ない。また、施設の設置工事及び解体復旧工事に伴う排水は、下水排除基準を遵守した上で公共下水道に放流される。大会前後の短期間にかけて設置する水中スクリーンは、海水交換が可能な開閉式とし、設置及び撤去時に水の濁りが生じるような工種は実施しない。このことから、公共用水域及び地下水の水質等に影響を及ぼすおそれはない。なお、開催中のアスリートへの影響につては、競技のアセスメントとして別途実施している。
土壤	本計画は、仮設施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、有害物質は使用しない。会場整備に当たり、一部の土地の改変を行うが、計画地には有害物質の取扱事業場が存在した履歴はない。 なお、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 117 条に基づく土地利用の履歴等調査届出書を提出、土壌汚染対策法第 4 条に基づく土地の形質の変更届出書を提出する予定であり、土壌汚染のおそれはないと考えられるが、今後、工事の実施に伴い新たな土壌汚染が確認された場合、速やかに土壌汚染対策を講じるとともにフォローアップ報告書で内容を明らかにする。
生物の生育・ 生息基盤	本計画は、仮設施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、生物の生育・生息基盤を大幅に改変するような土地造成等の改変は実施しない。また、仮設施設の配置に当たっては、仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧(復植)を行う計画としていることから、生物の生育・生息基盤の状況に大きな変化は生じない。
水循環	本計画は、仮設施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、水循環に影響を及ぼすような大規模な地表面被覆の改変や地下躯体の設置は実施しないことから、水循環の状況に変化は生じない。
生物・生態系	本計画は、仮設施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、動植物の生息・生育環境を大幅に改変するような土地造成等の改変は実施しない。また、仮設施設の配置に当たっては、仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧(復植)を行う計画としていることから、生物・生態系の状況に大きな変化は生じない。
緑	本計画は、仮設施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、緑の量や質を大幅に改変するような土地造成等の改変は実施しない。また、仮設施設の配置に当たっては、仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧(復植)を行う計画としていることから、緑の状況に大きな変化は生じない。
騒音・振動	本計画は、仮設施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、これまでの恒久施設の整備工事と比べて工事用車両の台数や建設機械の稼働台数は僅かであることから、騒音・振動への影響はほとんどないと考えられる。 なお、工事用車両の走行に当たっては、沿道環境への配慮のため、極力、自動車専用道路や一般国道等の幹線道路を利用するほか、適切なアイドリングストップ等のエコドライブや安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないよう、運転者への指導を徹底する計画である。 また、工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、騒音の低減に努める計画である。
日影	仮設施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的に日影に影響を及ぼすおそれはない。
景観	仮設施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的に景観に影響を及ぼすおそれは ない。

表 4.4-4(2) 選定しなかった項目及びその理由

14 日	温やしわかった畑市
項目	選定しなかった理由
歩行者空間の 快適性	本計画は、既存のお台場海浜公園を利用するものであり、公共交通機関からの歩行者経路に変化は生じない。
水利用	仮設施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的な水の効率的利用への取組・貢献の程度に変化は生じない。
廃棄物	本計画は、仮設施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、地下躯体を構築するような大規模な土工事や施設の建設工事を行わないことから、建設廃棄物等の発生量は僅かである。
	これらの仮設施設整備に伴い発生する廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)等に基づき、再生利用可能な廃棄物については積極的に再資源化に努め、再生利用が困難なものについては適切な処理を行う計画である。仮設施設の資材等はリースで調達するほか、リース以外のものについても、可能な限り再利用する計画である。また、大会後の解体復旧工事では、仮設施設の資材等を可能な限り再利用する計画である。
	これらを踏まえ、大会前の仮設施設整備に伴う建設廃棄物の再資源化等及び大会後の 資材等の再利用等の取組については、他の会場と合わせて、全体計画で評価する。
エコマテリアル	仮設施設整備に当たっては、組織委員会による「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード」や「持続可能性に配慮した木材の調達基準」に基づき資材等を調達する計画であることから、その計画を踏まえ、他の会場と合わせて、全体計画で評価する。
温室効果ガス	仮設施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的な温室効果ガス排出量に変化は 生じない。
エネルギー	仮設施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的なエネルギー使用量に変化は生じない。
土地利用	本計画は、既存のお台場海浜公園を利用するものであり、土地利用に変化は生じない。
地域分断	本計画は、既存のお台場海浜公園を利用するものであり、新たな地域分断は生じない。
移転	本計画は、既存のお台場海浜公園を利用するものであり、移転は生じない。
スポーツ活動	東京 2020 大会の実施がスポーツ活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに 予測せず全体計画で評価する。
文化活動	東京 2020 大会の実施が文化活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測 せず全体計画で評価する。
ボランティア	東京 2020 大会の実施がボランティア活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
コミュニティ	東京 2020 大会の実施が地域のコミュニティに及ぼす影響については、個別の会場等 ごとに予測せず全体計画で評価する。
環境への意識	東京 2020 大会の実施が環境への意識に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに 予測せず全体計画で評価する。
安全	仮設施設整備に当たっては、組織委員会による「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に基づき移動の安全のためのバリアフリー化を図るため、安全性には問題がないものと考えられる。
衛生	東京 2020 大会の実施における飲料水や食品等についての安全性については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
消防・防災	仮設建築物であっても、建築基準法第85条第5項の規定に基づき、仮設建築物の建築許可申請を行い、許可を受けた上で、建築確認申請の手続きを経て着工する。なお、当該許可は、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合に限って行われるものであるため、消防・防災面には問題がないものと考えられる。

表 4.4-4(3) 選定しなかった項目及びその理由

項目	選定しなかった理由
交通渋滞	本計画は、仮設施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、これまでの恒久施設の整備工事と比べて工事用車両の台数は僅かであることから、交通量及び交通流への影響はほとんどないと考えられる。 なお、工事用車両の走行に当たっては、沿道環境への配慮のため、極力、自動車専用 道路や一般国道等の幹線道路を利用するほか、市街地での待機や違法駐車等をすること がないよう、運転者への指導を徹底する計画である。
公共交通への アクセシビリ ティ	本計画は、既存のお台場海浜公園を利用するものであり、公共交通機関へのアクセシビリティに変化は生じない。また、工事用車両の出入口の設置などにより、公共交通機関までの歩行者の経路に影響があるような場合には、工事用車両出入口に交通整理員を配置するなど歩行者の通行への影響を最小限にとどめる計画である。
交通安全	本計画は、仮設施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、これまでの恒久施設の整備工事と比べて工事用車両の台数は僅かであることから、交通安全への影響はほとんどないと考えられる。 なお、工事用車両の走行に当たっては、沿道環境への配慮のため、極力、自動車専用 道路や一般国道等の幹線道路を利用するほか、安全走行の徹底、市街地での待機や違法 駐車等をすることがないよう、運転者への指導を徹底する計画である。
経済波及	東京 2020 大会の実施による経済波及効果については、個別の会場等ごとに予測せず 全体計画で評価する。
雇用	東京 2020 大会の実施による雇用への影響については、個別の会場等ごとに予測せず 全体計画で評価する。
事業採算性	東京 2020 大会の実施による事業採算性については、全体計画の環境影響評価の中で 評価する。

### 4.5 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論

本評価書では、事業の実施が環境に及ぼす影響について、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針(実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編)」(平成 28 年 6 月東京都環境局)に基づき、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で、環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 4.5-1に示すとおりである。

# 表 4.5-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

	表 4.5-1 境境に及はす影響の評価の結論 
項目	評価の結論
1. 自然との触れ合い	ア. 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度
活動の場	計画地が位置するお台場海浜公園は、ビーチ等の水辺空間や広場のほか、お台場しおかぜ
	コース及びお台場ランニングコースの一部が整備され、広場利用、散策、休息、ジョギング
	等の自然との触れ合い活動の場となっている。本計画は、東京 2020 大会の仮設施設の整備を
	行うものであり、大会後には全ての仮設施設を撤去して原状回復を行うことから、自然との
	触れ合い活動の場は維持される。
	また、仮設施設の配置に当たっては、仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本
	数を減らす計画であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原
	状復旧(復植)を行う計画としている。移植が困難な樹木については、一時的に改変が生じ
	るが、大会後には同等種の樹木を復植して原状回復を行うことから、自然との触れ合い活動
	の場の改変は生じない。
	以上のことから、計画地を含めた周辺の自然との触れ合い活動の場は維持され、評価の指
	標(自然との触れ合い活動の場の現況)は満足するものと考える。
	イ. 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度
	計画地が位置するお台場海浜公園については、仮設施設整備の工事着手後から解体復旧工
	事が終了するまでの期間は、一定程度、公園内の利用制限が生じる。そのため、事前に公園
	利用者に対して公園内の利用制限が生じる工事内容を看板の設置等により周知するほか、可能
	な限り公園が利用できるよう、段階的に工事を実施するとともに、大会後はできる限り速や
	かに原状回復を行い公園を開放し、極力自然との触れ合い活動への影響を低減する。
	また、立候補ファイルで計画地内であった、お台場レインボー公園を地元に配慮して計画
	地から外している。
	更に、お台場海浜公園や周辺の自然との触れ合い活動に影響が生じないように、工事の実
	施に当たっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械の使用、工事用車両の不要な
	アイドリングの防止により、大気汚染、騒音・振動の低減に努める。
	以上のことから、計画地を含めた周辺の自然との触れ合い活動の現況は維持され、評価の
	指標(人と自然との触れ合い活動の現況)を満足するものと考える。
	ウ. 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度
	計画地及び周辺の自然との触れ合い活動の場への利用経路は、いずれも近接する駅等から
	マウントアップ形式や横断防止柵等により歩車分離が確保されている。
	さらに、計画地及び周辺の散策やジョギング等による自然との触れ合い活動の場の利用者
	も含めた、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、計画地の工事用車両の出入口には交通
	整理員を配置する。
	以上のことから、計画地を含めた周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路は維持
	され、評価の指標(人と自然との触れ合い活動の現況)を満足するものと考える。
2. 史跡・文化財	計画地の周辺には、国指定史跡の品川台場が存在する。品川台場は計画地外で改変しない
	ことから、仮設施設の整備による現状変更は生じないと予測する。また、品川台場(第三台
	場)周辺で仮設施設の設置及び解体復旧工事を実施する際には、慎重な施工、振動の低減に
	努める。水中スクリーンの設置及び撤去に当たっては、関係機関との協議の上、品川台場(第   三台場) の現状を変更することなく、かつその保存に影響を及ぼさない工法を計画している
	三台場)の現状を変更することなく、かつての休存に影響を及ばさない工法を計画している   ことから、文化財等の損傷等の影響もないと予測する。
	ことから、文化射等の損傷等の影響もないと子例する。   以上のことから、文化財の現状変更等はなく、文化財の損傷等も生じないため、評価の指
	標(文化財の現況)を満足するものと考える。

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。
本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都 地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第148号)して作成したものである。 無断複製を禁ずる。

令和元年11月発行

登録番号 (30) 176

# 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会

# 実施段階環境影響評価書

# 概要版

(お台場海浜公園)

編集・発行 東京都オリンピック・パラリンピック準備局 大会施設部調整課 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話03(5320)7737

内容についてのお問い合わせは上記へお願いします。

